



平成29年12月4日

各 位

会社名 株式会社あかつき本社
代表者名 代表取締役社長 島根 秀明
(コード 8737 東証第2部)
問合せ先 取締役グループ財務部長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

株式給付信託（BBT）への追加拠出に関するお知らせ

当社は、本日付で会社法第370条及び当社定款第24条第2項に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）に関し、本信託に金銭を追加拠出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社が現在保有する自己株式653,574株（平成29年12月4日現在（平成29年12月1日から平成29年12月4日までの単元未満株式等の買取による変動は正確な数値が確認できないことから含まれておりません。）のうち、650,000株（295,750,000円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、平成26年6月27日開催の第64回定時株主総会において、株主の皆様のご承認（以下「当初決議」といいます。）をいただき、本制度を導入いたしました。導入当初の本制度の概要につきましては、平成26年6月3日付の「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」をご参照ください。また、当社は、平成29年6月29日開催の第67回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役（以下「取締役等」といいます。）について、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるために業績連動報酬の割合を拡大することを可能にするべく、当社及び子会社が取締役に付与するポイントの上限の増枠を行うことをご承認いただいております。

なお、当社は、会社法第370条及び当社定款第24条第2項に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、従業員を対象とした「株式給付信託（J-ESOP）」についても、信託に金銭を追加拠出することを決議しております。かかる追加拠出に関しては、本日付「株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 追加抛出の理由

本制度の当初抛出による当社の取締役等に対するポイント付与の対象期間は平成27年3月期から平成29年3月期を予定しておりましたが、これが終了したことを踏まえ、あらためて金銭を追加抛出することといたしました。

2. 追加信託の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 名称 | 株式給付信託（BBT） |
| (2) 委託者 | 当社 |
| (3) 受託者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結しており、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (4) 受益者 | 当社取締役及び当社が指定する当社子会社の取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (6) 追加信託日 | 平成29年12月20日（水）（予定） |
| (7) 追加信託金額 | 350,000,000円 |
| (8) 信託による株式取得期間 | 平成29年12月20日（水）～平成29年12月29日（金）（予定） |
| (9) 株式取得方法 | 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得した後、本信託の信託財産に属する新株予約権を行使する方法又は取引市場における買付けにより取得（予定） |

なお、今回の追加信託に伴う本信託による当社株式の取得後も、当社において必要かつ適切と判断する場合、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの期間につき、850百万円から上記2.(7)の額を控除した額の範囲内において本信託に金銭を追加信託し、本信託が当社株式を取得する可能性があります。

上記の追加信託等について現時点で具体的に決定している事実はありませんが、今後、追加信託等の詳細につき決定した場合、速やかにお知らせいたします。

以上